# 館山市移住プロモーション動画制作業務委託

# プロポーザル実施要領

平成２８年５月

館山市 経済観光部商工観光課

「館山市移住プロモーション動画制作業務委託」
プロポーザル実施要領

## １　趣旨

本実施要領は、館山市（以下「本市」という。）の人や自然、生活環境、歴史文化などの全国に誇れる様々な魅力を広く発信することにより、本市の認知度の向上や市外からの移住及び市民の定住を促進するため、館山市移住プロモーション動画を制作することを目的として、専門的知識やノウハウなどを活用した優れた提案及び事業者を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

提案の基本要件は「館山市移住プロモーション動画制作業務委託仕様書」に基づくものとする。

## ２　業務の概要

（１） 業務名称

館山市移住プロモーション動画制作業務委託

（２） 業務内容

別紙「館山市移住プロモーション動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載の内容とする。

（３） 履行期間

契約締結日から平成２８年１１月３０日まで

（４） 提案上限額（消費税相当額含む）

金 ２，０００，０００円

但し、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、上記提案上限額を超えてはならない。

## ３　事務局

〒294-0036
千葉県館山市館山１５６４－１
館山市経済観光部商工観光課
雇用定住係　担当：行縄・池田
TEL ０４７０－２２－３１３６　FAX ０４７０－２４－２４０４
電子メール ： shoukan@city.tateyama.chiba.jp

## ４　参加資格

（１） 館山市入札参加適格者名簿に登載されている者

（２） 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者

（３） 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

（４） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

① 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

② 対象業務の入札日前６ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

④ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

## ５ 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

| 内　容 | 期　日 |
|---|---|
| 事業公告 | 平成２８年５月１３日(金) |
| 参加申請書受付期間 | 平成２８年５月１３日(金)～６月３日(金) |
| 参加資格確認結果通知 | 平成２８年６月　６日(月)まで |
| 質問受付期限 | 平成２８年６月　６日(月) |
| 質問回答期限 | 平成２８年６月　８日(水) |
| 企画提案書提出期限 | 平成２８年６月１０日(金) |
| プレゼンテーションおよびヒアリング | 平成２８年６月２２日(水)　予定 |
| 審査結果通知 | 平成２８年６月２４日(金)　予定 |

## ６ 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

（１） 提出期限

平成２８年６月３日（金） 午後５時まで（必着）

（２） 提出書類

下記書類を提出期限までに各１部ずつ提出すること。

① 参加申請書（様式第１号）

② 会社概要書（様式第２号）

（３） 提出先及び提出方法

館山市経済観光部商工観光課雇用定住係あて　持参又は書留郵便等

（４） 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、平成２８年６月６日（月）を期限とし、ファックス又は電子メールにて通知する。

（５） 参加資格の喪失

参加資格確認結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルに参加することができないこととする。

① 前記の資格要件を満たさなくなったとき

② 参加申請書等に虚偽の記載をしたとき

## ７ 企画提案の提出

企画提案書等は、次により提出すること。

（１） 提出期限

平成２８年６月１０日（金）午後５時まで（必着）

（２） 提出物件

提出物件の種類及び部数は次のとおりとする。

① 企画提案書　７部（代表者印押印の原本１部、写し６部）及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ）１枚

- 提案書は、別添「館山市移住プロモーション動画制作業務委託提案評価基準」の評価項目及び評価基準に基づき作成することとし、提案内容の特徴・強みなどについて、分かりやすく記述する事。
- 書式は自由だが、Ａ４版での作成とする。ただし、図などはＡ３版を折り込んでも構わない。なお、過剰な添付書類は極力避けること。
- 表紙・目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
- 業務スケジュールについての記載をすること。
- 提出書類と同じ内容を保存した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を提出すること。
- 審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本（１部）にのみ記載し、他の６部には社名等を表示しないこと。

② 提案価格書（様式第３号）　１部

- 代表者印押印のうえ、封入封緘押印のこと。

なお、上記の提出物については返却しない。

（３） 提出方法

館山市経済観光部商工観光課雇用定住係あて　持参又は書留郵便等

## ８ 質疑応答及び説明会

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。なお、本プロポーザルについて説明会は開催しない。

（１） 質疑について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

① 電子メールにより、質問書を提出すること。
② 他の方法による質問書は一切受け付けない。
③ 質問書は様式第４号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
④ 電子メール送付先　館山市経済観光部商工観光課
アドレス shoukan@city.tateyama.chiba.jp
件名は「館山市移住プロモーション動画制作業務委託に係る質問」とすること
⑤ 受付期限　平成２８年６月６日（月）　午後５時まで（必着）
⑥ 回答方法　随時、本プロポーザルへの参加を認められた者もしくは参加を認める予定の者全員に電子メールにて回答する。

（２） 説明会について
本プロポーザルについて説明会は開催しない。

## ９　提案内容について、ヒアリング等の実施

別添「館山市移住プロモーション動画制作業務委託提案評価基準」に基づき、館山市移住プロモーション動画制作業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において企画提案書評価およびヒアリングを行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

（１） ヒアリング日時
平成２８年６月２２日（水）予定　（詳細は決まり次第別途通知する）
なお、ヒアリング順番は抽選とする。

（２） ヒアリング会場
本市の指定する場所（詳細は決まり次第別途通知する）

（３） ヒアリング要領
① プレゼンテーション及び質疑を実施する。
② 当日の説明は、予め提出した提案書を使用すること。
③ 審査の公平性、透明性等を確保するため、社名等が委員会の委員に分からないようにすること。
④ 業務を受託した場合に、本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること。

（４） ヒアリング時間
① プレゼンテーション　　３０分以内
② 質疑応答　　１０分以内

（５） 提案書記載内容の確認
提案者は、提出された提案書の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。
なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

（６） その他
次の事項に留意すること。
① 必要な機器類（ＰＣ、プロジェクター、ＯＡタップ等）は全て提案者が用意すること。ただし、スクリーン（８０インチ）は本市で用意する。

## １０　最優秀提案者の決定等

（１） 委員会において、提案書による評価と費用を総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。なお、評価の方法は別添「館山市移住プロモーション動画制作業務委託提案評価方式」に準ずる。

（２） 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第１位の者を最優秀提案者とする。

（３） 得点が同点の場合は、くじ引きにより順位を決定する。

（４） 選定結果については、全てのヒアリング審査参加者に通知する。

（５） 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため，市ホームページに結果を公表するものとする。

## １１　契約に関する事項

（１） 委員会において、選考された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、１０（２）で付けた順位が上位のものから順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを市は受託者と決定する。

（２） 契約書の作成

本市と受託者で協議したうえで契約書を作成する。

（３） 支払いの条件

① 前払金は支払わない。

② 支払い方法は、本市と受託者が協議の上で、契約書で定める。

③ 支払いは、契約書に基づいて支払う。

（４） その他契約に関する事項

契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## １２　その他

（１） 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

（２） 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

（３） 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。

（４） 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。

① 提案書の提出期限に遅れた者

② 委員会によるヒアリングに遅れた者

（５） 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得

ずに参加申請書等の内容を無償で使用できるものとする。

（６） 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。

（７） 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。

（８） 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。

（９） 本プロポーザル参加者は１つの提案しか行うことができない。

（１０） 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。

（１１） 実施要領等の交付に関する事項

① 実施要領等は，館山市ホームページよりダウンロードすること。
ホーム ＞ しごと・産業情報 ＞ 入札・契約 ＞ 入札・契約について ＞ 公募型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙの予定・結果